

8-6

庶発第492号 昭和44年5月10日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵, 文部両大臣)

科学技術に関する基本法等の制定について(勧告)

標記のことについて, 本会議第53回総会の議に基づき, 下記のとおり勧告します。

記

最近国会において, 「科学技術振興基本法」を制定しようとする動きが見られるが, 同法を制定するに当っては, 従来から当会議が主張してきた科学研究基本法をまず制定し, さらに基礎から応用に至る全研究分野の調和ある発展を確保するため, 人文・社会科学を含む基礎科学の全領域を対象とした「学術振興法(仮称)」を「科学技術振興基本法」と同時に, 制定するよう強く要望する。これにより, この領域の研究予算を格段に増額することが, 近時における科学研究の世界的規模の大躍進に対応するのに不可欠の要件である。

従来これらの基本法論の中で, 日本学術会議の位置付けが明確にされず, 学術会議とは無縁に国の科学・技術に関する基本的施策が立てられるかのような感があるのはきわめて遺憾である。今後法案中には, 基本計画のごとき重要案件について学術会議の意見が徴せられることを明確に規定されたい。

これらの条件が満たされないかぎり, 「科学技術振興基本法」案が単独に先行して制定されることは諸科学の調和ある発展を阻害するおそれがあるので, これには反対である。

8-7

昭和44年5月26日

大学問題について(声明)

第350回運営審議会

本会議がしばしば声明や勧告でその見解を明らかにしてきたように, 大学紛争の真の解決は権力による規制によって得られるものではない。5月24日に国会に提出された「大学の運営に関する臨時措置法案」は, 大学の自主的・民主的改革をはばみ, かえって紛争の抜本的解決を困難にするものである。この法案の内容が大学の自治と学問思想の自由を破壊し大学の存立を危くする重大な危険性を含むことを考え, 本会議はこの種の立法につよく反対するとともに, すべての大学と科学者が問題の自主的解決に一層努力されることを期待する。

8-8

庶発第838号 昭和44年7月2日

人事院総裁 佐藤達夫 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先: 国立大学協会会長)

国立大学教官ならびに研究公務員の待遇改善について(申入れ)

標記のことについて, 本会議第351回運営審議会の議に基づき, 下記のとおり申し入れます。